

成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ

(和歌山家庭裁判所)

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 成年後見制度について

成年後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐及び補助の3類型が設けられています。いずれの類型でも、本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、本人の保護に努めることとなります。

2 「本人情報シート」について

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくためのものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

3 お願い

成年後見及び保佐を開始する審理を進めるためには、本人の判断能力の状況について慎重に判断するため、医師による**鑑定**が必要となることがあります。

そこで、成年後見用診断書を作成される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合に鑑定をお引き受けいただけるかなどの参考事項について、『**鑑定についてのお尋ね**』に併せてご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主治医の方は、本人の症状の経過について最もよく把握されておられますので、鑑定の依頼をさせていただいております。

鑑定といっても、精神科の医師に限るわけではありません。内科の医師にもお願いしております。ただ、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合等には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあり、その際は、診療記録の提供等の協力をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には、後日依頼書を送らせていただきます。

※2 鑑定書の作成については、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を御用意しております。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけますので、御参照ください。

※3 「鑑定人に対する証人尋問は行われるのか」といった問い合わせを受けますが、家庭裁判所では通常行われません。

※4 ご不明な点については、本人が実際に住んでいる所を管轄する家庭裁判所（和歌山家庭裁判所後見係(073-428-9951)、田辺支部(0739-22-2815)、御坊支部(0738-22-0006)、新宮支部(0735-22-2007)）までお尋ねください。